(g)　理事会の任務は、次のとおりとする。

(i)　議長及び副議長を選出すること。議長及び副議長の任期は、総会の次の通常会合が終了する時までとする。

(ii)　総会が委任する任務を遂行すること。

(iii)　総会の会合と会合との間において、総会が決定した戦略、事業計画及び財政上の措置の範囲内で機関の活動を調整すること。

(iv)　総会の各通常会合において、機関の事業について報告すること。

(v)　事務局長の支援を得て、総会が採択する全般的な戦略及び事業計画に関する提案を作成すること。

(vi)　事務局長が作成する会計報告及び予算見積りを検討し、予算見積りの計画的な配分に関する意見及び勧告を付して承認のためこれを総会に提出すること。

(vii)　補助機関が提出する提案を検討し、次のいずれかのことを行うこと。

総会の決定が必要なすべての事項については、総会に付託すること。

必要と認める場合には、補助機関に再び付託すること。

採択のため通信によつて加盟国に付託すること。

(viii)　補助機関の設置について総会に提案すること。

(ix)　機関と他の組織との間の協定案を検討し、承認を得るためこれを総会に提出すること。

第七条

条約第七条を次のように改める。

第七条

(a)　財政委員会は、すべての加盟国に開放される。各加盟国は、それぞれ一の票を有する。

(b)　財政委員会については、原則として総会の通常会合の際に招集するものとし、適当な場合には、追加の会合を招集することができる。

(c)　財政委員会の任務は、事務局長が作成する会計報告、予算見積り及び運営上の事項に関する報告を検討し、自己の意見及び勧告を総会に表明することとする。

(d)　財政委員会は、議長及び副議長を選出する。

第八条

条約第八条を次のように改める。

第八条

(a)　事務局は、事務局長、部長その他機関が必要とする職員から成る。

(b)　事務局長は、機関の事業が効率的に遂行されるために必要な記録を保管するものとし、必要な書類を作成し、収集し、及び配布する。

(c)　事務局長は、機関の事務職員の長とする。

(d)　事務局長は、次のことを行う。

(i)　年次会計報告及び各年別に表示される見積りを付した三年ごとの予算見積りを作成し、財政委員会及び理事会に提出すること。

(ii)　機関の活動について加盟国に対し常時通報すること。

(e)　事務局長は、この条約、総会又は理事会が委任するその他の任務を遂行する。

(f)　事務局長、部長及び職員は、その任務の遂行に当たり、いかなる加盟国からも又は機関外のいかなる当局からも指示を求め、又は受けてはならない。事務局長、部長及び職員は、その国際公務員としての地位と両立しないいかなる行動も慎まなければならない。各加盟国は、事務局長、部長及び職員の責任の専ら国際的な性質を尊重すること並びにこれらの者がその責任を果たすに当たつてこれらの者に影響を及ぼさないことを約束する。

第九条

条約第九条を次のように改める。

第九条

(a)　コンセンサス方式によつて決定することができない場合には、次の規定を適用する。

(b)　この条約に別段の定めがある場合を除くほか、各加盟国は、一の票を有する。

(c)　事務局長及び部長の選出においては、各加盟国は、自国の保有する船舶のトン数に基づいて設定された等級に応じて定められる数の票を有する。

(d)　この条約に別段の定めがある場合を除くほか、決定は、出席し、かつ、投票する加盟国の単純多数による議決で行うものとし、投票が可否同数である場合には、議長が決定を行う。

(e)　機関の政策又は財政に関する事項（一般規則及び財政規則の改正を含む。）についての決定は、出席し、かつ、投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で行う。

(f)　(c)及び(d)並びに第二十一条(b)に関し、「出席し、かつ、投票する加盟国」とは、出席し、かつ、賛成票又は反対票を投ずる加盟国をいう。投票を棄権した加盟国は、投票を行わなかつたものとみなす。

(g)　第六条(g)(vii)の規定に従つて加盟国に付託された場合には、決定は、投票した加盟国の過半数による議決で行う。ただし、すべての加盟国の少なくとも三分の一の賛成票を必要とする。

第十条

条約第十条を次のように改める。

第十条

機関は、その権限内の事項に関し、国際機関であつてその利益及び活動が機関の目的に関連のあるものと協力することができる。

第十一条

条約第十一条を次のように改める。

第十一条

機関の運営に関する細目は、一般規則及び財政規則で定める。これらの規則は、この条約に添付するが、この条約の不可分の一部を成すものではない。この条約と一般規則又は財政規則とが抵触する場合には、この条約が優先する。

第十二条

条約第十三条を次のように改める。

第十三条

機関は、法人格を有する。機関は、加盟国の同意を得ることを条件として、当該加盟国の領域において、機関の任務を遂行し、かつ、その目的を達成するために必要な特権及び免除を享受する。

第十三条

条約第十四条(a)中「加盟国政府」を「加盟国」に改める。

条約第十四条(b)中「会計委員会」を「総会」に改める。

第十四条

条約第十五条を次のように改める。

第十五条

分担金の払込みが二年間延滞している加盟国は、当該分担金を払い込む時まで、この条約及び規則によつて加盟国に与えられるいかなる投票権及び利益も認められない。

第十五条

条約第十六条を次のように改める。

第十六条

(a)　モナコ公国政府は、寄託者を務める。

(b)　この条約の原本は、寄託者によつて保管されるものとし、寄託者は、この条約に署名し、又は加入したすべての国に対しこの条約の認証謄本を送付する。